金融円滑化への取組の実施状況について

（平成２７年３月末）

目黒信用金庫

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（中小企業金融の円滑化法）は、平成２５年３月３１日を以って終了しましたが、中小企業金融の円滑化法の趣旨を踏まえ、当金庫では期限到来後も「地域金融円滑化のための基本方針」（注）に基づき、地域の健全な事業を営む事業者及び個人に対して必要な資金を円滑に供給し、地域の事業者の経営相談・経営指導及び経営改善に関するきめ細やかな対応を行ない、引き続き円滑な資金供給に努めております。

中小企業金融の円滑化法の趣旨を踏まえた「中小企業者等に対する条件変更等の実施状況」については、「中小企業者に係る実施状況（平成２６年９月~)」及び「住宅資金借入者に係る実施状況（平成２６年９月~)」のとおりとなっています。

（注)「地域金融円滑化のための基本方針」は当金庫ホームページをご覧下さい。